

(目的)

第 1 条 看護大学、短期大学、看護専門学校等（以下「学校等」という。）に在学する看護学生に対し、在学中に必要な経費の一部を奨学金として貸付することにより新須磨病院における人材を確保するとともに、職員の資質の向上を図り、病院の発展に寄与せしめることを目的とする。

(貸付対象者)

第 2 条 (1) 奨学資金の貸付を受けていることを自覚し、人物・学業ともに優秀にして健康であり、且つ自立的な学生生活を営むことのできる者
(2) 卒業後、新須磨病院に勤務する意志のある者
(3) 奨学資金貸付制度の趣旨に賛同し、奨学生と連帯して責務を負担できる保証人が 1 名以上いる者

(貸付額)

第 3 条 前条の規定による奨学生として採用された者には、原則的に次に定められた奨学資金を貸付する。
月額 60,000 円

(提出書類)

第 4 条 奨学資金の貸付を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。
① 奨学資金貸付申請書 ② 誓約書 ③ 保証書（連帯保証人は、印鑑証明を添付のこと） ④ 履歴書
⑤ 在学証明書 ⑥ 健康診断書 ⑦ 成績証明書 ⑧ その他法人が必要と認める書類

(連帯保証人)

第 5 条 1. 連帯保証人は 1 名とする。但し、独立の生計を営む成年者で奨学金の返還に連帯保証人としての責任を負える者でなければならない。
2. 連帯保証人が債務の履行ができなくなったときは、新たな連帯保証人を定め、速やかに変更の届け出をしなければならない。

(貸付期間と方法)

第 6 条 奨学資金の貸付期間は在学する学校の正規の修学期間の範囲内とする。但し、貸付期間の始期は貸付申込の年度の 4 月 1 日とする。
また、留年の期間は貸付を停止するものとする。支払方法は毎月 25 日（金融機関が休業日の場合は前日）に各自の口座に振込むものとする。

(貸付の保留及び中断)

第 7 条 1. 法人は奨学生に対して随時学業成績書その他必要と認められる書類の提出を求めることができる。この場合、奨学生が正当な理由なく当該書類を提出しない場合、貸付を一時保留することがある。
2. 奨学生が休学届を出したときは、休学届を出した日の属する月の翌月から復学した日の属する月分までの奨学資金の貸付は行わないものとする。この場合、これらの月分としてすでに貸付された奨学資金があるときは、その奨学資金は当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸付されたものとする。

(貸付の打ち切)

第 8 条 奨学生が次の各号の何れかに該当するときは、その貸付を打ち切るものとする。
(1) 心身の障害の為、修学の見込みがなくなったと認められたとき。
(2) 学業成績不良にして卒業の見込みがなくなったと認められたとき。
(3) 第 2 条に規定する資格がなくなったとき。
(4) その他、貸付の継続が不適当とみなされたとき。

(身上変更の届出)

第 9 条 奨学生は、退学・休学・転居・保証人の異動等身上に変化があった場合は、速やかに届出書を提出しなければならない。

(奨学資金返還債務の発生)

第 10 条 奨学資金の貸付を受けた者は、学校卒業後直ちに新須磨病院に就職し、奨学資金の貸付を受けた期間の 3 分の 2 に相当する期間、新須磨病院に勤務しなければならない。

(奨学資金貸付金返還の免除)

第 11 条 1. 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合、貸付けた奨学資金の全部を免除する。
(1) 貸付けた期間の 3 分の 2 に相当する期間を新須磨病院で勤務したとき
(2) 免許取得後新須磨病院に勤務し、業務上の理由により就労不能となった場合。
2. 第 12 条第 3 項により奨学資金を返還する者については、次の算式により算定した額の返還を免除する。
免除額 = 1ヶ月当り貸付額 × 在職月数 × 1.5
(1) 看護職員として在職期間中に休職あるいは長期欠勤等があった場合は、その期間については、返還免除期間に算入しないものとする。
(2) 在職月数の算定において、1ヶ月未満の日数は切り捨てるものとする。

(奨学資金貸付金の返還)

第 12 条 奨学生が次の各号の一つに該当する理由が生じた場合は、その事由の生じた日から起算して 2 ヶ月以内に、受けた奨学資金の全額を速やかに返還しなければならない。((3) の場合は免除額を控除した残額)
尚、奨学資金の返還に関しては連帯保証人が連帯して債務返還の義務を負う。
(1) 第 8 条により奨学資金の貸付が打ち切られたとき。
(2) 奨学生が卒業後直ちに新須磨病院に就職し、業務に従事しなかったとき。
(3) 就職後業務上以外の理由により第 10 条にいう期間を勤務せずに退職したとき。

(利息)

第 13 条 貸付けた奨学資金は無利息とする。但し、第 12 条にいう奨学生が債務の返還を遅延した場合は、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年 14% の割合で計算した延滞利息を支払わねばならない。

(疑義事項の決定)

第 14 条 奨学資金貸付制度の実施に関し、本規定に定めのない事項及び解釈上の疑義が生じた場合は、理事長がこれを決定する。

附則

この規定は 2023 年 9 月 1 日から実施する。

看護師奨学資金貸付制度

看護師を

目指すあなたの

学費 + 生活費を

サポートします！

月額
6万円

新須磨病院
勤務で
全額免除※

※勤務期間により免除額が異なります。

対象
全学年
年度途中もOK



医療法人社団 **慈恵会本部**

〒654-0047

兵庫県神戸市須磨区磯馴町 4 丁目 1-6

TEL : 078-735-0660

Mail : saiyo@jikeikai-group.or.jp

奨学資金制度（奨学金）ご利用にあたって

この制度は、将来看護師をめざして、資格を取得するために勉学に励んでおられる看護学生を対象に、資格取得後、当院に就業していただくことを条件に、学費・生活費の一部を奨学金として当院が貸付援助する制度です。

対象者	看護師資格を取得するために看護師養成学校等に在学する学生
貸与期間	看護師養成学校等に在学する期間内 (但し、貸与の始期は申入時の年度の初めまで遡及可)
貸与額	月額 60,000 円
条件	看護師資格取得後、新須磨病院に勤務
返還免除	貸与期間の 2/3 の期間、新須磨病院で勤務したときは全額免除
選考試験	筆記試験、面接

貸与額について

貸与額と返還金については下記のようになります。

貸与月数	貸与総額	免除を受ける為の勤務月数
12ヶ月(1年)	720,000円	8ヶ月
24ヶ月(2年)	1,440,000円	16ヶ月
36ヶ月(3年)	2,160,000円	24ヶ月
48ヶ月(4年)	2,880,000円	32ヶ月

貸与総額より、次の免除額を差し引いた金額が返還金になります。

$$\text{免除額} = 1\text{ヶ月あたり貸付額} \times \text{在職月数} \times 1.5$$

(例) 3年間奨学金を受けた後、当院に勤務し、
1年6カ月で退職した場合の返還金額の計算方法

奨学金総額：2,160,000円

$$\text{免除額} = \underset{\text{(1ヶ月あたり貸付額)}}{60,000\text{円}} \times \underset{\text{(在職月数)}}{18\text{ヶ月}} \times 1.5 = 1,620,000\text{円}$$

$$\text{返還金} = \text{奨学金総額} - \text{免除額} = 540,000\text{円}$$



問い合わせ先

医療法人社団 慈恵会本部

〒654-0047 兵庫県神戸市須磨区磯馴町4丁目1-6
TEL: 078-735-0660 Mail: saiyo@jikeikai-group.or.jp

[担当者] 看護部長 土肥加津子
経理部長 井上勝文

よくある質問

Q. 奨学金を受けるにあたってのメリットは何ですか？
デメリットはありますか？

A. メリットは、すでに就職先が仮決定している為、就職活動に時間を取られずに国家試験に集中できることと、在学中の生活費及び授業料の一部を奨学金で充当できる為、資金負担が軽減されることです。
デメリットは、卒業後一定期間当院で勤務していただくことですが、勤務後当院の良さを知っていただければ、決してデメリットにはならないはずです。

Q. 看護師養成施設に新しく入学する学生が対象になるのですか？

A. 新規の入学生のみでなく、2年・3年・4年に進級される方も対象です。
また、年度の途中からの申し込みも可能です。

Q. 申し込み後、受給資格を受けたあとの期間のみが対象ですか？

A. それ以前に学生の方が用立てられた費用を補てんする意味で、
申込された年度の初めまで遡って奨学金を受けることも可能です。

Q. 奨学金はどのように支払われるのですか？

A. 支払方法は毎月25日（金融機関が休業日の場合は前日）に各自の口座に振込みます。なお、遡って奨学金を受けられる場合は、経過分については一括で振込みます。

Q. 貸与期間中に留年した場合は？

A. 留年中は奨学金の支払は停止となります。
翌年、進級された時点で支払を再開します。

Q. 病院採用後、奨学金を受けた人と一般入職の人とで差がありますか？

A. 昇給、昇格、賞与、退職金等の労働条件においてすべて同じです。
ご安心ください。

Q. 就職後、労災事故により、返還免除期間を勤務できなかった場合も返還金を返さないといけませんか？

A. 業務上の事故（労災）により就労不能となった場合は、
残額を返還する必要はありません。

ご質問等は、左記連絡先までお問い合わせください。